

参議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和5年4月)

参議院議員補欠選挙（大分県選挙区）

令和5年4月13日

参議院大分県選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙人名簿の登録申請手続について知りたい方は以下の[在外選挙人名簿登録申請の流れのページ](#)をご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

1 投票することができる方

- 大分県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

告示日：2023年4月6日（木曜日）

在外公館投票日：2023年4月8日（土曜日）または12日（水曜日）**終了しました。**

日本国内の投票日：2023年4月23日（日曜日）

3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下の[投票方法のページ](#)をご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

（注）「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。また、昨今の世界情勢に伴う航空便の減便等の影響により、通常よりも郵送に時間を要する可能性も考えられます。「郵便等投票」のご利用をお考えの方は、手続にかかる時間や日本と当国（地）の間の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。

（1）登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。**投票用紙の請求は、いつでもできます。**請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下の[在外選挙関連申請書一覧のページ](#)からダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

（2）投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（4月7日（金曜日））以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長へ送付してください。

（3）国内投票日の4月23日（日曜日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

以上